

件名	愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例		
主管課	市町振興課		
根拠法令等	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年6月9日公布・令和6年5月27日ほか施行） ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年5月24日公布・同月27日施行） ③行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日公布・同月27日施行） ④住民基本台帳法第30条の15の2に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令（令和6年5月24日公布・同月27日施行） ⑤情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年6月7日公布・令和7年4月1日ほか施行）		
【条例の概要】 これまで個人番号や住民基本台帳に記録されている本人確認情報を利用できる根拠を条例に規定していた事務（県独自利用事務）の一部が、 <u>上記法令により「準法定事務」として法令に規定され、法令と条例とで重複する規定が生じたため、条例から重複する規定を削る</u> 等			
1 愛媛県個人番号の利用に関する条例 (1) 県独自利用事務として条例に規定していた、以下の事務に係る規定を削る（上記①～③関係） 等 ○ 低所得世帯の（国公立・私立）高等学校等（専攻科を含む）の生徒の保護者に対する奨学のための給付金の支給に関する事務 ○ 高等学校等を退学し、再び（県立・私立）高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務 ○ 高等学校等専攻科（県立・私立）に通う低所得世帯の生徒への授業料に係る支援金の支給に関する事務 ○ 外国人に対して生活保護法の規定に準じて行う生活保護の実施等に関する事務 ○ ウイルス性肝炎や肝がん等の治療等のため必要な医療費の助成に関する事務 ○ 特定疾患（治療が困難で医療費が高額な疾患）の治療のため必要な医療費の助成に関する事務 (2) 上記⑤により発生した項ずれに対応するための規定整備（法第2条第8項 → 法第2条第9項）			
2 住民基本台帳法施行条例（上記①・④関係） 上記1（1）と同様の改正を行う。			
施行日	1（1）及び2…規則で定める日（※システム上の対応が完了後に施行） 1（2）…令和7年4月1日		
【その他参考事項】 1 個人番号の利用について 法定事務のほか、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるもの（県独自利用事務）の処理に必要な限度で利用することができる。（個人番号法第9条第2項） 2 住民基本台帳に記録されている本人確認情報の利用について 氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、住民票コード等の本人確認情報を、法定事務のほか、 <u>条例で定める事務（県独自利用事務）</u> 等に利用することができる。（住基法第30条の15第1項） 3 「準法定事務」について 個人番号や本人確認情報が利用できる事務は、これまで法定事務と県独自利用事務であったが、 <u>法定事務と性質が同一である事務が「準法定事務」として上記②、③及び④の省令に規定され、同省令を根拠に個人番号及び本人確認情報が利用できるようになる。</u>			
(改正前)		(改正後)	
法定事務	県独自利用事務	法定事務	県独自利用事務 準法定事務